

知北平和公園組合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

知北平和公園組合管理者 花 田 勝 重

知北平和公園組合規則第3号

知北平和公園組合契約規則の一部を改正する規則

知北平和公園組合契約規則（昭和59年知北平和公園組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

条例第33条第1項中「年14.5パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知北平和公園組合契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。